

店頭外国為替証拠金取引に関わるご注意

OANDA Japan 株式会社

- 本取引は、**金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引で、お客様より事前にご要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。** (注1)

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様のご要請によるものであることを改めてご確認ください。

- 本取引は、**証拠金の額を上回る金額の取引ができることから、大きな損失が発生し、場合によっては差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。** お客様の当社へのご来店又は勧誘のご要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分にご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、カスタマーサービスセンター (0120-923-213) までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、下記のADR (注2) 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みもご利用いただけます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替証拠金取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係わる為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。